

通期・四半期決算短信様式・作成要領の改定内容について

平成20年6月19日に公表した「通期決算短信様式・作成要領」、「四半期決算短信様式・作成要領【一般事業会社（第1～第3四半期）及び特定事業会社（第1・第3四半期）用】」並びに「四半期決算短信様式・作成要領【特定事業会社（第2四半期）用】」に関し、以下の事項について内容の改定を行います（[網掛け](#)で示している部分について改定を行っています。）

なお、内容の簡単な補足や読みやすくするための修正については、以下の一覧表には含めておりません。

【通期決算短信様式・作成要領の改定】

改定前	改定後
決算短信の開示・記載上の注意 【全般】 （連結財務諸表非作成会社の取扱い）	
	この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、読み替えた上で利用してください。
決算短信の開示・記載上の注意 【全般】 （ヘッダーへの会社名等の記載等）	
決算短信の各ページ(サマリー情報は除く。)右上部分に、「会社名」、「証券コード」、「平成○年○月期決算短信」を記載してください。	決算短信の各ページ(サマリー情報は除く。)右上部分に、「会社名」、「4桁の銘柄コード（従来、証券コードとして取り扱われていたもの）」、「平成○年○月期決算短信」を記載してください。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 全般 （サマリー情報の様式）	
サマリー情報については、すべての情報が2ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報の次ページ（3ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。	サマリー情報については、すべての情報が2ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報（定型部分）の次ページ（3ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。なお、サマリー情報の範囲には、この新たにページを設けて作成した項目も含まれますので、T D n e tにサマリー情報を登録する際はご注意ください。
また、様式上1ページ目（2ページ目）に記載することになっている項目について、2ページ目（1ページ目）に移動させることはシステム上行うことができません。	また、様式上1ページ目（2ページ目）に記載することになっている項目について、2ページ目（1ページ目）に移動させることはできません。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 表題等部分 （配当支払開始予定日）	
期末配当の支払開始予定日を記載してください。	期末配当の支払開始予定日を記載してください。 期末配当の支払開始予定日が未定の場合は、「未定」とし

期末配当を行わない場合は、空欄としてください。	ください。 期末配当を行わない場合は、「 - 」としてください。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 1. 〇年〇月期の連結業績 [全般] （対前年増減率）	
当期・前期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前期増減率が1000%を超える場合は「 - 」と記載してください。	当期・前期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前期増減率が1000%以上となる場合は「 - 」と記載してください。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 2. 配当の状況 （全般） ・原則と異なる取扱いとする場合	
_____	それまで配当予想金額を開示していたにも関わらず、配当予想金額を未定とすることとした場合等、原則と異なる取扱いとする場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 2. 配当の状況 （1株当たり配当金） ・配当を行わない基準日の記載方法	
配当を行わない場合（次期（予想）欄にあつては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日が定められていないため、配当を行わない期間については「 - 」を記入してください。 ただし、配当予想額をやむをえず未定とする場合は、「 - 」を記入し、欄外に当該期間について配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。	第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末の4つの基準日のそれぞれにつき、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合（次期（予想）欄にあつては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「 - 」を記入してください。 なお、配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「 - 」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 3. 年 月期の連結業績予想 （全般） ・原則と異なる取扱いとする場合	
_____	業績予想は、通期及び第2四半期連結累計期間について、特定の数値により開示することが原則であり、これと異なる取扱いとする必要がある場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 3. 年 月期の連結業績予想 （全般） ・予想期間	

通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合において、翌四半期の予想数値の開示が可能であるのであれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期の予想数値の開示とすることができます。	通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合、例えば翌四半期の予想数値の開示が可能であるのであれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期の予想数値の開示とすることができます。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 3. 年月期の連結業績予想（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益）・対前期（対前年同四半期）増減率	
分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合又は増減率が1000%を超える場合は「-」と記載してください。	分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合又は増減率が1000%以上となる場合は「-」と記載してください。
決算短信の開示・記載上の注意 サマリー情報（定型様式） 3. 年月期の連結業績予想（1株当たり当期純利益） 文末	
_____	なお、自己株式の取得や株式分割等により、「1株当たり（予想）当期純利益」算出のための分母となる期中平均株式数が増減となり、分子となる（予想）当期純利益が変わらないにもかかわらず「1株当たり（予想）当期純利益」が増減となる場合がありますが、当該変更については、「業績予想の修正等」として別途開示する必要はありません。
決算短信の開示・記載上の注意 定性的情報・財務諸表等 4. 連結財務諸表（別紙形式による開示）	
以下の注記事項について、別紙形式で記載してください。 （前期・当期の比較形式の記載、当期分のみの記載のいずれでも構いません。） ・ セグメント情報 ・ リース取引 ・ 関連当事者との取引 ・ 税効果会計 ・ 有価証券 ・ デリバティブ取引 ・ 退職給付 ・ ストック・オプション等（連結財務諸表規則第15条の9から第15条の11までに定める注記事項） ・ 企業結合等（連結財務諸表規則第15条の12から第15条の21までに定める注記事項） ・ 開示対象特別目的会社 ・ 1株当たり情報 ・ 重要な後発事象	開示する注記事項については、連結財務諸表作成会社は「○連結財務諸表作成会社用決算短信様式・決算短信の構成（開示事項）」を、連結財務諸表非作成会社は「○連結財務諸表非作成会社用決算短信様式・決算短信の構成（開示事項）」をご覧ください。 （前期・当期の比較形式の記載、当期分のみの記載のいずれでも構いません。）

決算短信の開示・記載上の注意 定性的情報・財務諸表等 4．連結財務諸表（開示の省略）	
別紙形式による開示のうち、リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等、開示対象特別目的会社に関する注記事項については、上場会社において、決算発表時における開示の必要性が大きくないと判断できる場合は、開示を省略することができます。	別紙形式による開示のうち、リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、金融商品、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等、資産除去債務に関する注記事項については、上場会社において、決算発表時における開示の必要性が大きくないと判断できる場合は、開示を省略することができます。
決算短信の開示・記載上の注意 定性的情報・財務諸表等 4．連結財務諸表（開示の省略）	
〔記載例〕 （開示の省略） リース取引、デリバティブ取引、ストック・オプション等に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略します。	〔記載例〕 （開示の省略） リース取引、デリバティブ取引、ストック・オプション等、資産除去債務に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略します。
決算短信の開示・記載上の注意 定性的情報・財務諸表等 5．個別財務諸表	
	（連結財務諸表作成会社のみ。連結財務諸表非作成会社は、「4．連結財務諸表」を読み替えて個別財務諸表を作成してください。）
決算短信の開示・記載上の注意 定性的情報・財務諸表等 5．個別財務諸表（別紙形式による開示）	
以下の注記事項について、別紙形式で記載してください。 （前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構いません。） ・ リース取引 ・ 有価証券 ・ 税効果会計 ・ 1株当たり情報 ・ 重要な後発事象	開示する注記事項については、「○連結財務諸表作成会社用決算短信様式・決算短信の構成（開示事項）」をご覧ください。 （前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構いません。）
決算短信の開示・記載上の注意 定性的情報・財務諸表等 6．その他（代表取締役等の異動がある場合の取扱い）	
適時開示規則上開示が求められる代表取締役の異動（代表執行役の異動）が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」（「代表執行役等の異動」として適時開示してください。	適時開示規則上開示が求められる代表取締役の異動（代表執行役の異動）が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」として適時開示してください。

【四半期決算短信様式・作成要領（一般１Ｑ～３Ｑ、特定１Ｑ・３Ｑ用）の改定】

改定前	改定後
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【全般】 （連結財務諸表非作成会社の取扱い）	
この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、 適宜 読み替えた上で利用してください。	この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、読み替えた上で利用してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【全般】 （ヘッダーへの会社名等の記載等）	
四半期決算短信の各ページ（サマリー情報は除く。）の右上部分に、「会社名」、「証券コード」、「平成○年○月期 第○四半期決算短信」を記載してください。	四半期決算短信の各ページ（サマリー情報は除く。）の右上部分に、「会社名」、「4桁の銘柄コード（従来、証券コードとして取り扱われていたもの）」、「平成○年○月期 第○四半期決算短信」を記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 全般 （サマリー情報の様式）	
サマリー情報については、すべての情報が２ページ内に納まるように記載し（すべての情報が１ページ内に収まる場合は、１ページとなっても構いません）。欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。	サマリー情報については、すべての情報が２ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報（定型部分）の次ページ（3ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。なお、サマリー情報の範囲には、この新たにページを設けて作成した項目も含まれますので、T D n e tにサマリー情報を登録する際はご注意ください。 また、様式上１ページ目（２ページ目）に記載することとなっている項目について、２ページ目（１ページ目）に移動させることはできません。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 表題等部分 （配当支払開始予定日）	
当四半期末を基準日とする配当を行う場合には、支払開始予定日を記載してください。 また、配当を行わない場合は欄を削除してください。	当四半期末を基準日とする配当を行う場合には、支払開始予定日を記載してください。 当四半期末を基準日とする配当の支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「-」としてください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 １．平成○年○月期第○四半期の連結業績 【全般】 （対前年同四半期増減率）	
当四半期・前年同四半期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前年同四半期増減率が1000%を超える場合は「-」と記載してください。	当四半期・前年同四半期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前年同四半期増減率が1000%以上となる場合は「-」と記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 １．平成○年○月期第○四半期の連結業績 （１）連結経営成績 （全般） ・開示対象期間及び記載順序	

当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください（四半期連結会計期間に係る 四半期連結損益計算書 （3か月情報）を開示する場合は、別途「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。）」	当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください（四半期連結会計期間に係る 連結経営成績 （3か月情報）を開示する場合は、別途「サマリー情報」の次ページ（新たにページを新設）に記載欄を設けて記載してください。）」
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 2. 配当の状況 （全般） ・原則と異なる取扱いとする場合	
	それまで配当予想金額を開示していたにも関わらず、配当予想金額を未定とすることとした場合等、原則と異なる取扱いとする場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 2. 配当の状況 （1株当たり配当金） ・配当を行わない基準日の記載方法	
配当を行わない場合（当連結会計年度（予想）にあっては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日が定められていないため、配当を行わない期間については「-」を記入してください。 ただし、配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「-」を記入し、欄外に 当該期間について 配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。	第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末の4つの基準日のそれぞれにつき、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず 配当を行わない場合（当連結会計年度（予想）にあっては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において 基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「-」 を記入してください。 なお、 配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「-」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 2. 配当の状況 （1株当たり配当金） ・配当予想の当四半期における修正の有無欄の記載方法	
直前に開示された配当予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した配当予想を含む。）から修正した場合（当四半期連結会計期間末を基準日とする配当について、直前に開示された配当予想の金額と異なる金額の配当の決定を行った場合を含む。）は、欄外の「（注）配当予想の当四半期における修正の有無」について「有」を選択してください。	直前に開示された配当予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した配当予想を含む。）から修正した場合（当四半期連結会計期間末を基準日とする配当について、直前に開示された配当予想の金額と異なる金額の配当の決定を行った場合を含む。）は、欄外の「（注）配当予想の当四半期における修正の有無」について「有」を選択してください（ 四半期決算短信の開示と同日に変更を行っている場合にのみ「有」を選択してください。 ）。

四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（全般） ・原則と異なる取扱いとする場合	
	業績予想は、通期（第1四半期においては、通期及び第2四半期連結累計期間）について、特定の数値により開示することが原則であり、これと異なる取扱いとする必要がある場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（全般） ・連結業績予想数値の当四半期における修正の有無欄の記載方法	
その上で、修正についての具体的な内容は、「連結業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。	その上で、修正についての具体的な内容（修正理由並びに直前に開示された業績予想からの変動幅及び変動率等）は、「連結業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（全般） ・予想期間	
通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく、投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合において、翌四半期の連結累計期間の予想数値の開示が可能であれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期連結累計期間の予想数値の開示を行うことができます（通期及び第2四半期連結累計期間の業績予想の開示に加えて、翌四半期連結累計期間の業績予想の開示を行うことを妨げるものではありません。）。	通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく、投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合、例えば翌四半期の連結累計期間の予想数値の開示が可能であれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期連結累計期間の予想数値の開示を行うことができます（通期及び第2四半期連結累計期間の業績予想の開示に加えて、翌四半期連結累計期間の業績予想の開示を行うことを妨げるものではありません。）。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益） ・対前期（対前年四半期）増減率	
分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合や、増減率が100%を超える場合は「-」と記載してください。	分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合や、増減率が100%以上となる場合は「-」と記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（1株当たり（予想）当期純利益） 文末	
	なお、自己株式の取得や株式分割等により、「1株当たり（予想）当期純利益」算出のための分母となる期中平均株式数が増減となり、分子となる（予想）当期純利益が変らないにもかかわらず「1株当たり（予想）当期純利益」が増減となる場合がありますが、当該変更については、「業績予想の修正等」として別途開示する必要はありません。

四半期決算短信の開示・記載上の注意 【定性的情報・財務諸表等】 記載位置の移動	
5．四半期連結財務諸表 6．その他の情報 四半期個別財務諸表	5．四半期連結財務諸表 （参考）四半期個別財務諸表 6．その他の情報
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【定性的情報・財務諸表等】 （参考）四半期個別財務諸表 文末	
_____	なお、個別財務諸表以外の個別ベースの情報（個別ベースの「生産・受注及び販売の状況」など）を記載する場合は、「6．その他の情報」に記載してください。

【四半期決算短信様式・作成要領（特定２Ｑ用）の改定】

改定前	改定後
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【全般】 （連結財務諸表非作成会社の取扱い）	
この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、 適宜 読み替えた上で利用してください。	この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、読み替えた上で利用してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【全般】 （ヘッダーへの会社名等の記載等）	
四半期決算短信の各ページ（サマリー情報は除く）の右上部分に、「会社名」、「証券コード」、「平成○年○月期 第２四半期決算短信」を記載してください。	四半期決算短信の各ページ（サマリー情報は除く）の右上部分に、「会社名」、「 ４桁の銘柄コード（従来、証券コードとして取り扱われていたもの） 」、「平成○年○月期 第２四半期決算短信」を記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 全般 （サマリー情報の様式）	
サマリー情報については、すべての情報が２ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報の次ページ（３ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。	サマリー情報については、すべての情報が２ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報（ 定型部分 ）の次ページ（３ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。 なお、サマリー情報の範囲には、この新たにページを設けて作成した項目も含まれますので、T D n e t にサマリー情報を登録する際はご注意ください。 また、様式上１ページ目（２ページ目）に記載することになっている項目について、２ページ目（１ページ目）に移動させることはできません。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 表題等部分 （配当支払開始予定日）	
当四半期末を基準日とする配当を行う場合には、支払開始予定日を記載してください。 また、配当を行わない場合は欄を削除 してください。	当四半期末を基準日とする配当を行う場合には、支払開始予定日を記載してください。 当四半期末を基準日とする配当の支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」としてください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 １．平成○年○月期第２四半期（中間期）の連結業績 【全般】 （対前年同四半期増減率）	
当中間期・前年中間期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前年中間期増減率が 1000% を超える 場合は「－」と記載してください。	当中間期・前年中間期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前年中間期増減率が 1000% 以上となる 場合は「－」と記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 ２．配当の状況 （全般） ・原則と異なる取扱いとする場合	

	それまで配当予想金額を開示していたにも関わらず、配当予想金額を未定とすることとした場合等、原則と異なる取扱いとする場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 2. 配当の状況 (1株当たり配当金) ・配当を行わない基準日の記載方法	
配当を行わない場合(当連結会計年度(予想)にあっては、配当を行わない予想である場合)には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日が定められていないため、配当を行わない期間については「-」を記入してください。 ただし、配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「-」を記入し、欄外に当該期間について配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。	第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末の4つの基準日のそれぞれにつき、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合(当連結会計年度(予想)にあっては、配当を行わない予想である場合)には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「-」を記入してください。 なお、配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「-」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 2. 配当の状況 (1株当たり配当金) ・配当予想の当四半期における修正の有無欄の記載方法	
直前に開示された配当予想(前連結会計年度に係る決算短信において開示した配当予想を含む。)から修正した場合(当四半期連結会計期間末を基準日とする配当について、直前に開示された配当予想の金額と異なる金額の配当の決定を行った場合を含む。)は、欄外の「(注)配当予想の当四半期における修正の有無」について「有」を選択してください。	直前に開示された配当予想(前連結会計年度に係る決算短信において開示した配当予想を含む。)から修正した場合(当四半期連結会計期間末を基準日とする配当について、直前に開示された配当予想の金額と異なる金額の配当の決定を行った場合を含む。)は、欄外の「(注)配当予想の当四半期における修正の有無」について「有」を選択してください(四半期決算短信の開示と同日に変更を行っている場合にのみ「有」を選択してください。)
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. ○年○月期の連結業績予想(全般) ・原則と異なる取扱いとする場合	
	業績予想は、通期について、特定の数値により開示することが原則であり、これと異なる取扱いとする必要がある場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. ○年○月期の連結業績予想(全般) ・連結業績予想数値の当四半期における修正の有無欄の記載方法	

その上で、修正についての具体的な内容は、「業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。	その上で、修正についての具体的な内容（修正理由並びに直前に開示された業績予想からの変動幅及び変動率等）は、「業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（全般） ・ 予想期間	
通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく、投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合において、翌四半期の連結累計期間（第3四半期連結累計期間）の予想数値の開示が可能であれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期の連結累計期間の予想数値の開示を行うことができます（通期の業績予想の開示に加えて、第3四半期連結累計期間の業績予想の開示を行うことを妨げるものではありません。）	通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく、投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合、例えば翌四半期の連結累計期間（第3四半期連結累計期間）の予想数値の開示が可能であれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期の連結累計期間の予想数値の開示を行うことができます（通期の業績予想の開示に加えて、第3四半期連結累計期間の業績予想の開示を行うことを妨げるものではありません。）
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（経常収益、経常利益、当期純利益） ・ 対前期増減率	
分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合や、増減率が1000%を超える場合は「-」と記載してください。	分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合や、増減率が1000%以上となる場合は「-」と記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【サマリー情報】 3. 〇年〇月期の連結業績予想（1株当たり（予想）当期純利益） 文末	
	なお、自己株式の取得や株式分割等により、「1株当たり（予想）当期純利益」算出のための分母となる期中平均株式数が増減となり、分子となる（予想）当期純利益が変らないにもかかわらず「1株当たり（予想）当期純利益」が増減となる場合がありますが、当該増減については、「業績予想の修正等」として別途開示する必要はありません。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【定性的情報・財務諸表等】 1. 経営成績に関する定性的情報（中間期の経営成績）	
生産、販売、損益など、当中間期における業績全般や、セグメント（セグメント情報を開示している場合）・事業分野別の動向に関する分析を記載してください。	販売、損益など、当中間期における業績全般や、セグメント（セグメント情報を開示している場合）・事業分野別の動向に関する分析を記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【定性的情報・財務諸表等】 3. 業績予想に関する定性的情報（当期の見通し）	
生産、販売、損益など、当期における業績全般に関する	販売、損益など、当期における業績全般に関する分析を

分析を記載してください。	記載してください。
四半期決算短信の開示・記載上の注意 【定性的情報・財務諸表等】 ５．中間連結財務諸表 （２）中間連結損益計算書 文中（注記前）	
_____	四半期連結会計期間（３か月）にかかる損益計算書を開示する場合は、「５．中間連結財務諸表」の末尾において、「参考」と明記した上で記載してください。